蔵商観第 １５８ 号

令和３年７月３０日

事業者　各位

蔵王町長　村　上　英　人

（公印省略）

中小企業者等活動継続支援金交付申請について（お知らせ）

　平素、町商工観光振興に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大により事業活動に影響を受けた町内の中小企業者等に対して、活動継続支援金を支給いたします。

つきましては、下記のとおり交付申請の受付を行いますので、対象となる事業者は必要書類を添付のうえ、申請されますようお知らせいたします。

記

1. 給付要件

蔵王町内に事業所又は店舗を有する事業者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和２年１２月から令和３年７月までの売上高のうち、一月の売上高が前年又は前々年同月対比で１０％以上減収した方

1. 対象者　給付要件にある減収のある事業者で次のすべての要件を満たす方
   1. 町内に事業所又は店舗を有し、商工業に携わる事業者（大企業を除く）
   2. 令和元年中の事業収入の売上高が１００万円以上であること（事業期間が１２月に満たない事業者にあっては、令和元年中の売上高の月平均が８万円以上であること）
   3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、雇用維持支援金及び医療機関等感染症対策支援金いずれかの交付を受けていない事業者で、今後も受ける見込みがないこと
   4. 引き続き事業活動を継続する意欲があること
2. 給付額　１事業者　１０万円　※８月中旬より順次支給いたします
3. 提出書類

　・中小企業者活動継続支援金交付申請書兼請求書（様式１号）

　・誓約書（様式第２号）

・営業実態が確認できる書類（確定申告書及び決算報告書）の写し

・令和元年中の売上高が分かる書類（確定申告書、収支内訳書等）の写し

・減収月及び前年又は前々年同月の売上高等が分かる書類（確定申告書、収支内訳書、帳簿、売上台帳等）の写し

・振込先金融機関の口座と口座名義人が分かる通帳の写し

1. 受付期間　令和３年８月２日（月）から令和３年１０月２９日（金）まで

　※従業員数が３０人以上の事業者については、給付額が１事業者２０万円支給される支援金がありますので下記担当窓口までお問い合わせください。（併給不可）

【担当窓口】

〒989-0892　蔵王町大字円田字西浦北１０

蔵王町農林観光課　商工振興係・観光振興係

電話番号：０２２４－３３－２２１５